

## 微量PCBが付着した工事用具の不適切な廃棄処理について

当社周南電力所において、昨年12月に山口県周南市で実施したOFケーブル ※1内の油量監視システム設置工事の際に、微量PCB※2含有絶縁油が付着した工事用具を、本年2月に誤って一般の産業廃棄物として焼却処理していたことが判明しました。

これを受け、他の箇所で行ったOFケーブルに関連する同種の工事について、工事用具が適切に取り扱われているか調査したところ、昨年10月、当社岡山電力所が岡山県岡山市において実施した工事でも、同様に一般の産業廃棄物として昨年11月に焼却処理していたことが判明しました。

OFケーブルの工事では、施工する際に絶縁油のサンプルを採取したうえでPCB含有検査を実施し、基準値以上のPCB含有が確認された場合は、工事に使用した作業手袋やウエスなどの工事用具を、法令に基づき特別管理産業廃棄物として適切に保管管理することとしています。しかしながら、今回判明した両事案では適切に取り扱われていませんでした。

今回判明した両事案とも、焼却した工事用具に含まれていたPCBの総量が極めて微量であったことから、環境への影響はほとんど無いものと考えています。

当社は、今回の事案を重く受け止め、本日、緊急対策チーム(対策責任者:常務取締役 岩崎恭久)を立ち上げました。今後、詳細な調査、原因分析、再発防止対策の検討を実施してまいります。

このたびは、皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

※1OFケーブル(Oil Filled Cable)

絶縁油を浸透させた紙(油浸紙)を絶縁体とする電力ケーブル。地中電線路などに用いる。

※2微量PCB(微量ポリ塩化ビフェニール)

PCBは、有機塩素化合物の一種で、皮膚障害や肝臓障害等の有害性が問題になり、昭和47年までに、製造、輸入、使用が原則禁止になった。以降、国の規則、指導に基づき、メーカーや事業者により厳重に保管等されている。

このPCBが平成14年7月、絶縁油などに何らかの理由で微量に混入していることが判明した。その後の経済産業省等からの通達に基づき、当社では絶縁油を取り扱う作業において、微量PCB含有の有無を確認の上保管または処理することなど、必要なマニュアルの整備を図ってきた。

### 1.事案の概要

#### (1) 周南電力所における事案について

平成20年12月13日に周南市で行った工事において、PCB含有検査のため絶縁油を採取し、工事を微量PCBが含有しているものとして実施したうえで、工事で使用した工事用具を一時保管していました。しかしながら、PCB含有検査会社から提出された検査結果の仮報告をPCB含有なしと思い込み、本年2月10日に微量PCB含有絶縁油が付着している工事用具を一般の産業廃棄物として焼却処理しました。2月25日、PCB含有検査会社の正式報告を確認中、微量PCBが含有していたことを認識し、不適切な処理を行っていたことが判明しました。

##### [1]焼却した工事用具

ビニール袋:3袋

作業手袋:5双

ホース付ミニポンプ:2台

ウエス:少量

##### [2]PCB含有量

報告値:0.8mg/kg【基準値:0.5mg/kg以下】

##### [3]工事用具に付着した微量PCB含有絶縁油の量〔推定値〕

約100ml(約90g)

##### [4]工事用具に付着したPCBの総量〔推定値〕

約0.072mg

## (2) 岡山電力所における事案について

周南電力所での事案を受け、すべての電力所における同種の工事について調査を実施しました。その結果、平成20年10月19日に岡山市で行なった工事において、PCB含有検査を行うことなく、工事用具を一般の産業廃棄物として平成20年11月4日に焼却処理していたことが判明しました。

そのため、このたび検査を行ったところ、微量PCBが含有していたことを確認しました。

### [1]焼却した工事用具

ビニール袋:2袋

作業手袋:5双

ビニールホース:約5m

ウエス:少量

### [2]PCB含有量

報告値:0.7mg/kg【基準値:0.5mg/kg以下】

### [3]工事用具に付着した微量PCB含有絶縁油の量〔推定値〕

約70ml(約63g)

### [4]工事用具に付着したPCBの総量〔推定値〕

約0.044mg

## 2.原因

### (1) 周南電力所における工事での原因

(検査結果の確認不足と不適切な業務処理)

- ・ PCB含有検査結果仮報告が基準値以上にもかかわらず、仮報告において、工事担当者の思い込みから十分な確認をしないままPCB含有なしと判断し、施工会社にPCB含有なしと連絡したため、施工会社が工事用具を一般の産業廃棄物として処理しました。また、PCB含有検査結果仮報告については、管理者の確認も不足していました。
- ・ 社内マニュアルでは、工事用具の取り扱いについては、PCB含有検査の正式報告により判断することとなっていますが、今回は工事担当者のみが仮報告により処理し、管理者が処理したことを把握していませんでした。

### (2) 岡山電力所における工事での原因

(当該業務に対する認識の不足と管理者による確認不足)

- ・ PCB含有の有無が不明なOFケーブルに係る工事では、施工時に含有検査を行い、その結果に基づき工事で使用した用具の取り扱いを判断することが必要となりますが、この認識が工事担当者になく、更に管理者による確認が不足していました。

## 3.対策

今回判明した事案については、各事業所に対して速やかに周知するとともに、OFケーブル工事にとまなう用具の廃棄に関して、PCB含有検査を確実に実施し結果を確認するよう徹底しました。

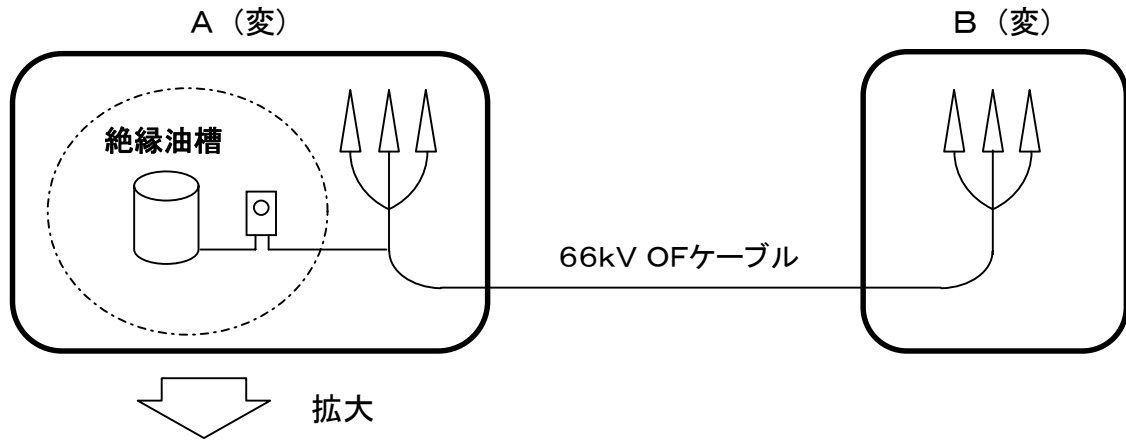
今後は、緊急対策チームにおいて、全社で微量PCBが付着した工事用具の廃棄に関して不適切な事案がないか、徹底的な事実確認を行うとともに、今回の原因をより詳細に分析し、再発防止対策を検討してまいります。

以上

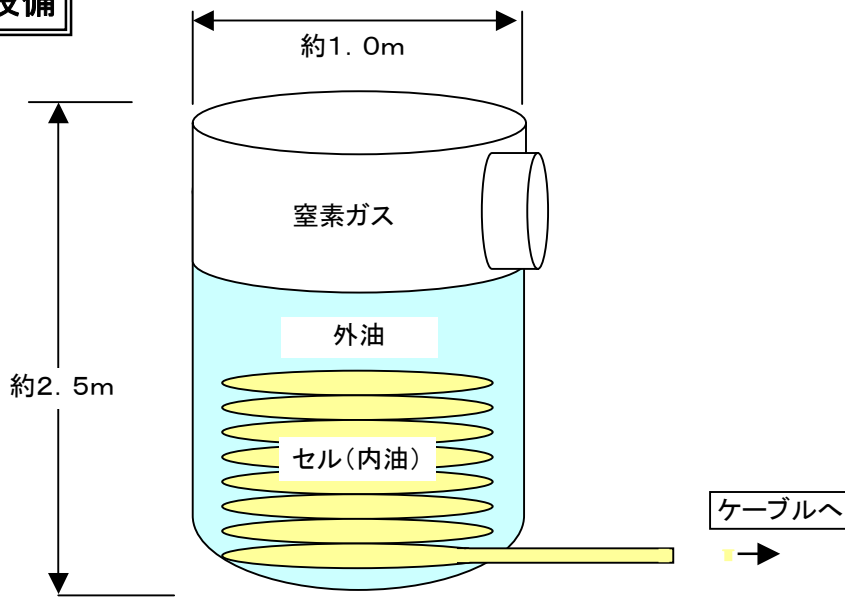
## 【添付書類】

 [OFケーブル油量監視システム設置工事概要図\[PDF:84KB\]](#)

# OFケーブル油量監視システム設置工事概要図



## 現状設備



## 工事概要

